

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

環境影響評価法施行令(平成九年政令第三百四十六号)(抄) 1

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第十条第四項の政令で定める市）</p> <p>第十一条 法第十条第四項の政令で定める市は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、<u>尼崎市</u>、<u>岡山市</u>、<u>広島市</u>、<u>北九州市及び福岡市</u>とする。</p>	<p>（法第十条第四項の政令で定める市）</p> <p>第十一条 法第十条第四項の政令で定める市は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、<u>尼崎市</u>、<u>広島市</u>、<u>北九州市及び福岡市</u>とする。</p>